

令和6年度 所定疾患施設療養費算定状況(令和6年4月～令和7年3月)

当施設では、厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費を適切に算定し、前年度の算定状況をご報告、公表してまいります。

フェニックス那珂		肺炎	尿路感染症	带状疱疹	蜂窩織炎	慢性心不全 急性増悪	合計
令和6年4月	件数	0	0	0	1	0	1
	日数	0	0	0	7	0	7
5月	件数	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0
6月	件数	0	0	0	1	0	1
	日数	0	0	0	6	0	6
7月	件数	0	0	0	1	0	1
	日数	0	0	0	7	0	7
8月	件数	0	0	0	1	0	1
	日数	0	0	0	5	0	5
9月	件数	0	1	1	0	0	2
	日数	0	5	7	0	0	12
10月	件数	1	1	0	2	0	4
	日数	7	6	0	10	0	23
11月	件数	2	1	0	0	0	3
	日数	12	7	0	0	0	19
12月	件数	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0
令和7年1月	件数	2	0	0	0	0	2
	日数	8	0	0	0	0	8
2月	件数	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0
3月	件数	3	0	0	0	0	3
	日数	15	0	0	0	0	15

所定疾患施設療養費について

1. 対象となる入所者は、次のいずれかに該当する方です。

- ・肺炎
- ・尿路感染症
- ・带状疱疹(抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限り)
- ・蜂窩織炎
- ・慢性心不全の急性増悪

2. 上記にて治療が必要になった入所者の方に対して、投薬、検査、注射、処置等を行ったときに算定します。

また、1回に連続する7日を限度として算定します。

令和6年度 所定疾患施設療養費算定状況(令和6年4月～令和7年3月)

当施設では、厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費を適切に算定し、前年度の算定状況をご報告、公表してまいります。

第2フェニックス那珂		肺炎	尿路感染症	带状疱疹	蜂窩織炎	慢性心不全 急性増悪	合計
令和6年4月	件数	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0
5月	件数	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0
6月	件数	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0
7月	件数	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0
8月	件数	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0
9月	件数	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0
10月	件数	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0
11月	件数	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0
12月	件数	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0
令和7年1月	件数	1	0	0	0	0	1
	日数	7	0	0	0	0	7
2月	件数	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0
3月	件数	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0

所定疾患施設療養費について

1. 対象となる入所者は、次のいずれかに該当する方です。

- ・肺炎
- ・尿路感染症
- ・带状疱疹(抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限り)
- ・蜂窩織炎
- ・慢性心不全の急性増悪

2. 上記にて治療が必要になった入所者の方に対して、投薬、検査、注射、処置等を行ったときに算定します。

また、1回に連続する7日を限度として算定します。